

医危第 2364 号  
令和 3 年 3 月 16 日

公益社団法人神奈川県医師会 会長  
公益社団法人神奈川県病院協会 会長  
一般社団法人神奈川県精神科病院協会 会長 } 様

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の  
各医療機関への配分について (通知)

本県の感染症対策行政の推進に日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 7 日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されたレムデシビル製剤 (販売名:ベクルリー点滴静注液 100mg、同点滴静注用 100mg。以下「本剤」という。) については、全世界的に薬剤供給量が限られていることから、供給が安定するまでの間、国において本剤を買い上げて、治療を必要とする患者に無償で提供することとしています。

本剤の配分が必要な場合は、各医療機関が「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS)」に必要な情報を入力いただくと同時に、厚生労働省に使用申請書を送付していただければ、配分がなされる旨、県内各病院長に通知しましたのでお知らせします。

参考に、これまで厚生労働省から発出された通知文を添付しますので、併せて御確認ください。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について (依頼)」 (令和 2 年 5 月 7 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について (その 2) (依頼)」 (令和 2 年 5 月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について (その 3) (依頼)」 (令和 2 年 7 月 6 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・『新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について (依頼)』に関する質疑応答集 (Q&A) について (一部改正)」 (令和 2 年 12 月 10 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症におけるレムデシビル製剤の各医療機関への配分について (その 4) (依頼)」 (令和 3 年 1 月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)



問合せ先  
災害医療グループ 小井澤、村田  
電話 045-285-0775 (直通)